



愛媛県報

発行 愛媛県

令和 6 年12月24日火曜日 第572号

◇ 目 次 ◇ 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... (保健福祉課) ... 887

告 示

土地改良事業の工事完了の届出..... (農地整備課) ... 890

保安林予定森林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 890

解除予定保安林..... (") ... 891

土地収用法に基づく事業の認定..... (用地課) ... 891

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局環境保全課) ... 892

道路の区域変更(県道新居浜東港線)..... (東予地方局管理課) ... 893

道路の区域変更(県道久米垣生線外)..... (中予地方局管理課) ... 893

公営企業公告

感染性廃棄物処理業務委託(処分)..... (公営企業管理局総務課) ... 894

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第44号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和35年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表 1 (第 3 条関係)</p> <p>救助の程度・方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外において、<u>移動可能な施設、車両等の設置</u>その他の適切な方法により実施しなければならない。</p> <p>ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる経費で知事が定めるもの)とし、1人1日当たり<u>350円以内とする。</u></p> <p>エ~カ 省略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p>	<p>別表 1 (第 3 条関係)</p> <p>救助の程度・方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外において、<u>仮小屋の設置、天幕の設営</u>その他の適切な方法により実施しなければならない。</p> <p>ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる経費で知事が定めるもの)とし、1人1日当たり<u>340円以内とする。</u></p> <p>エ~カ 省略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p>

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他適切な方法により供与するものである。

ア 建設型応急住宅

(ア) 省略

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,883,000円以内とする。

(ウ)～(キ) 省略

イ 省略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ 省略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,330円以内とする。

エ 省略

(2) 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア・イ 省略

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に定める額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
		円	円	円	円	円	円
夏季	4月から9月まで	<u>19,800</u>	<u>25,400</u>	<u>37,700</u>	<u>45,000</u>	<u>57,000</u>	<u>8,300</u>
冬季	10月から翌年3月まで	<u>32,800</u>	<u>42,400</u>	<u>59,000</u>	<u>69,000</u>	<u>87,000</u>	<u>12,000</u>

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他適切な方法により供与するものである。

ア 建設型応急住宅

(ア) 省略

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。

(ウ)～(キ) 省略

イ 省略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ 省略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,230円以内とする。

エ 省略

(2) 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア・イ 省略

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に定める額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
		円	円	円	円	円	円
夏季	4月から9月まで	<u>19,200</u>	<u>24,600</u>	<u>36,500</u>	<u>43,600</u>	<u>55,200</u>	<u>8,000</u>
冬季	10月から翌年3月まで	<u>31,800</u>	<u>41,100</u>	<u>57,200</u>	<u>66,900</u>	<u>84,300</u>	<u>11,600</u>

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
		円	円	円	円	円	円
夏季	4月から9月まで	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
冬季	10月から翌年3月まで	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
		円	円	円	円	円	円
夏季	4月から9月まで	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬季	10月から翌年3月まで	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

工 省略

4・5 省略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 省略

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の規模は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり51,500円以内とする。

ウ・エ 省略

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 省略

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の規模は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 717,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円

ウ・エ 省略

7 省略

8 学用品の給与

ア・イ 省略

ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に定める額以内とする。

(ア) 省略

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 5,200円

中学校生徒 1人当たり 5,500円

高等学校等生徒 1人当たり 6,000円

工 省略

9 埋葬

ア・イ 省略

ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人226,100円以内、小人180,800円以内とする。

エ 省略

工 省略

4・5 省略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 省略

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の規模は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり50,000円以内とする。

ウ・エ 省略

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 省略

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の規模は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 706,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円

ウ・エ 省略

7 省略

8 学用品の給与

ア・イ 省略

ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に定める額以内とする。

(ア) 省略

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,800円

中学校生徒 1人当たり 5,100円

高等学校等生徒 1人当たり 5,600円

工 省略

9 埋葬

ア・イ 省略

ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人219,100円以内、小人175,200円以内とする。

エ 省略

10 死体の捜索及び処理

(1) 省略

(2) 死体の処理

ア～ウ 省略

エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによるものとする。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,600円以内の額とする。

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,700円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 省略

オ 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行つた1世帯当たり平均140,000円以内とする。

ウ 省略

12 省略

別表2(第11条関係)

実費弁償

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり21,500円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり15,800円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり15,100円以内

エ 省略

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり14,800円以内

カ 大工 1人1日当たり25,800円以内

キ 左官 1人1日当たり24,800円以内

ク とび職 1人1日当たり25,200円以内

(2)・(3) 省略

2 省略

10 死体の捜索及び処理

(1) 省略

(2) 死体の処理

ア～ウ 省略

エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによるものとする。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内の額とする。

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,500円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 省略

オ 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行つた1世帯当たり平均138,700円以内とする。

ウ 省略

12 省略

別表2(第11条関係)

実費弁償

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり22,300円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり15,600円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり15,500円以内

エ 省略

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり15,000円以内

カ 大工 1人1日当たり22,500円以内

キ 左官 1人1日当たり22,700円以内

ク とび職 1人1日当たり23,000円以内

(2)・(3) 省略

2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年7月9日から適用する。

告 示

○愛媛県告示第1132号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により公告する。

令和6年12月24日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	真穴第2地区(八幡浜市)	令和6年8月23日

○愛媛県告示第1133号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法

(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町東明神乙666の1、乙666の6、乙666の7、乙666の9、乙666の12

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1134号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

今治市吉海町福田1の5

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1135号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和6年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 起業者の名称

内子町

2 事業の種類

内子町東沖自治会館移転改築事業

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県喜多郡内子町平岡地内

(2) 使用の部分

愛媛県喜多郡内子町平岡地内

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県喜多郡内子町平岡地内の土地600.00

平方メートルを起業地とする「内子町東沖自治会館移転改築事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、内子町が内子町立公民館条例(平成17年条例第96号)第1条に基づき設置する内子町立公民館に関する事業であることから、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法(昭和24年法律第207号)による公民館」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

公民館は、社会教育法第21条第1項の規定により市町村が設置するものとされており、起業者である内子町は、内子町自治会館整備計画に基づき本件事業を計画し、事業遂行について必要な財源措置等を講じていることから、起業者は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

内子町東沖自治会館(以下「当該施設」という。)では、大風合戦、敬老会、防災訓練、人権学習会をはじめとする福祉、スポーツ、文化伝承や自主防災事業等、各種自治会活動が年間を通じて活発に行われており、地区住民の活動拠点として大いに活用されている。

しかしながら、当該施設は建築から50年近く経過し、各部屋の建付けの悪化や雨漏りの頻発等、老朽化が著しく進んでいるほか、各室間に段差もあり、ユニバーサルデザインに配慮された施設となっていない。また、内子町地域防災計画において災害時の指定避難所に位置付けられているにもかかわらず、現行の耐震基準を満たしていないうえ、要配慮者を収容できるスペースや利用者の駐車場も不足している。

よって、これらの問題を解消するため、自治会活動の拠点及び災害時の指定避難所としての機能を十分に果たすことができる当該施設の移転改築を行うものである。

本件事業の施行により、耐震基準を満たすとともに、ユニバーサルデザインにも配慮された施設が完成し、指定避難所としての機能強化が実現するのみならず、誰もが使いやすく集まりやすい施設となり、豊かで充実した地域活動の促進が期待される。また、当該施設の移転により新たに駐車スペースを確保できることから、当該施設への移動が容易になり、利用者の利便性向上に大きく寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業は環境影響評価法(平成9年法律第81号)等による環境影響評価の対象外であるため、環境影響評価は実施していないが、施工に際しては低振動型の建設機械を使用するなど、環境に及ぼす影響を最小限に抑制する対策を講じている。

また、本件事業に係る起業地は特定希少野生動植物保護地区外であり、保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。さらに、周知の埋蔵文化財包蔵地外で、保全を要する文化財等も確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、交通条件、周辺環境、土地の利用状況等による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

当該施設は、建築から50年近く経過し老朽化が著しいうえ、現行の耐震基準も満たしておらず、自治会活動の拠点及び指定避難所としての十分な機能を果たしていない状況であり、地区住民の安心安全を確保するためには、早期の移転整備が必要である。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められ、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられている。

なお、農業用水路として現在利用されている範囲については、現状の機能を損ねることなく本件事業の用に恒久的に供することが可能であるため、使用としている。

よって、起業地の範囲及び収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所
五十崎自治センター

○愛媛県告示第1136号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所、新居浜市役所及び愛媛県のホームページ（<https://site/setohou-juurann/95558.html>）において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和6年12月24日

愛媛県西条保健所長 武方 誠二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友重機械工業株式会社

東京都品川区大崎2-1-1

代表取締役 下村 真司

2 事業場の名称及び所在地

住友重機械工業株式会社愛媛製造所新居浜工場
新居浜市惣開町5-2

3 特定施設に関する事項

(1) KM-NP(HB)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第72号 し尿処理施設	
特定施設の能力	汚水量1日当たり160立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	令和7年2月1日	
工事の完成予定年月日	着手後3か月後程度	
使用開始の予定年月日	令和9年2月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 20
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 80 最大 160	

備考 汚水等は排水処理施設で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 排水処理施設

設置年月日	平成12年12月31日
処理施設の種類及び型式	物理化学的処理
処理施設の構造	コンクリート製
処理施設の主要寸法	全体寸法 縦 29,000ミリメートル 横 19,000ミリメートル 高さ 8,150ミリメートル 縦 6,200ミリメートル 横 3,120ミリメートル 高さ 3,810ミリメートル
処理施設の能力	1日当たり720立方メートル処理
汚水等の処理の方式	凝集浮上分離、砂ろ過、活性炭
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間

処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 14.1 最大 27.5	通常 5 最大 20
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 30	通常 5 最大 15
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.4 最大 20	通常 5 最大 20
	炭含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 280 最大 720	通常 280 最大 720

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 工場排水口(No.16)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.6 最大 8.0
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.5 最大 8.7
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 20
	炭含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 1,800 最大 1,950

備考 この他に、雨水専用排水口が15箇所ある。

○愛媛県告示第1137号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年12月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	新居浜東港線	新居浜市田の上二丁目396番地先から 同市田の上二丁目402番9地先まで	旧	メートル 4.8~5.0	キロメートル 0.070	
		新居浜市田の上三丁目1009番3から 同市田の上三丁目1006番まで	新	8.1~8.5	0.070	

○愛媛県告示第1138号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年12月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	久米垣生線	松山市古川南三丁目849番1から 同市古川南三丁目1220番4まで	旧	メートル 30.4~137.2	キロメートル 0.279	
			新	27.6~106.5	0.279	
"	美川川内線	東温市井内字若宮下甲1083番1地先から 同字若宮下甲1083番1地先まで	旧	6.4~6.7	0.030	
			新	6.4~11.7	0.030	

公営企業公告

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年12月24日

愛媛県立中央病院長

中西 徳彦

1 入札に付する事項

- (1) 件名
感染性廃棄物処理業務委託（処分）
- (2) 委託業務名及び予定数量
感染性廃棄物処理業務委託（処分）：約4,800,000リットル
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書等による。
- (4) 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
松山市及び近隣市町にある処理施設に限る。
- (6) 入札方法
入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 電子マニフェスト（JWNET）を導入していること。（導入予定含む）
- (5) 「特定調達参加希望」の登録をしている業者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県立中央病院事務局総務医事課会計係
〒790 0024
愛媛県松山市春日町83番地
電話（089）947 1111 内線 6523
- (2) 入札書の受領期限
令和7年2月19日（水）午後1時30分
- (3) 入札説明書の交付方法
ア 交付期間
令和6年12月24日（火）から令和7年1月28日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する

法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所
令和7年2月19日（水）午後1時30分
愛媛県立中央病院 管理棟4階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できることを証明する書類を、令和7年1月28日（火）までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Disposal of Infectious Waste for Ehime Prefectural Central Hospital, approximately 4,800,000 liters
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 19 February 2025
- (3) For further information, please contact: Accounting Section, General and Medical Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 6523